平成２４年（フ）第９７号
広島県尾道市久保町1733番地
債務者　山口　　都（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
広島県尾道市向島町10325番地
債務者　金森エリ子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
広島県三原市宮浦１丁目16番11号
債務者　清水　　修
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
福岡県久留米市大善寺町夜明1114―１、住民票上の住所福岡県久留米市御井旗崎５丁目２番35―202号
債務者　篠崎　冬樹
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２７号
福岡県久留米市北野町乙丸196番地４
債務者　井上　春幸
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県大川市大字中古賀392番地５
債務者　鈴木マツ子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田744番地１
債務者　平方昌二郎
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
佐賀県佐賀市水ヶ江６丁目９番８号
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
佐賀県佐賀市中折町３番32号
債務者　井上　重信
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万2265番地４
コーポバルーンＡ―102号
債務者　樽見　圭紀
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
熊本県宇土市松山町1618番地
債務者　浦津　　榮
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１１号
熊本市南区野田２丁目10番６号
債務者　南　　健
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１２号
熊本市南区野田２丁目10番６号
債務者　南　　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市春山町1611番地47
債務者　橋口　正世
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
茨城県取手市高須1056番地９
債務者　山平　義雄
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
茨城県取手市高須1056番地９
債務者　山平　ふみ
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
茨城県稲敷市江戸崎甲4507番地３
債務者　成嶋　眞一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
茨城県龍ケ崎市大徳町11654番地
債務者　古澤　真弓（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係